

広島県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十六号

広島県税規則等の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。
別記様式第二十二号を次のように改める。

(裏)

(注) 1 還付加算金の計算方法

- (1) 計算の基礎となる過誤納金等の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
ただし、計算の基礎となる過誤納金等の全額が2,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- (2) 還付加算金は、過誤納金等の金額に年7.3パーセント（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合）の割合を乗じて計算します。
なお、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、過誤納金等の金額に当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合を乗じて計算します。
- (3) 算出した還付加算金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
ただし、算出した還付加算金の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。

2 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

（なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。）

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第二十四号を次のように改める。

(裏)

(注) 1 還付加算金の計算方法

- (1) 計算の基礎となる過誤納金等の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
ただし、計算の基礎となる過誤納金等の全額が2,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- (2) 還付加算金は、過誤納金等の金額に年7.3パーセント（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合）の割合を乗じて計算します。
なお、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、過誤納金等の金額に当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合を乗じて計算します。
- (3) 算出した還付加算金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
ただし、算出した還付加算金の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。

2 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

（なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。）

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第三十七号中「※注意 氏名欄は必ず委任者が自署・押印してください。なお、法人の場合はゴム印で
権いませんが、代表者印を押印してください。」を「※注意 氏名欄は必ず委任者が自署・押印してください。なお、法人
の場合はゴム印で権いませんが、代表者印（法務局に登録したものを）」に改める。

（広島県税事務取扱規則の一部改正）

第二条 広島県税事務取扱規則（昭和三十五年広島県規則第九十二号）の一部を次のように
改正する。

別記様式第八十三号その1からその3までの様式中「平成 年度」を「 年度
」に、「平成 年 月 日現在」を「 年 月 日現在」に改め、
「大 きさは、」の次に「日本工業規格A列4又は」を加える。

別記様式第八十三号その4を次のように改める。

その4

年度

年 月 日現在

税目	区分	予算(決算見込額) 千円	本月調定額 円	調定累計額 円	本月収入額 円	収入累計額 円	過誤納額 円	不欠損額 円	収入未済額 円	調定に対する収入率		予算(決算見込)に対する進捗率		前年同期比率				合計		
										本年%	前年%	本年%	前年%	調定		収入				
														本年%	前年%	本年%	前年%			
合計	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	合計

(証紙収入・証紙代金収納計器収入)

自動車税										・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	自動車
自動車取得税										・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	自
狩猟税										・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	取
合計										・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	計

(現金出納検査調書の額)

県税合計	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	県合
										・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	税計

地方消費税 清算金										・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	清
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

地方法人特別譲与税										・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	特
地方揮発油譲与税										・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	譲
石油ガス譲与税										・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	石
自動車重量譲与税										・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	譲
地方道路譲与税										・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	道
森林環境譲与税										・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	森
航空機燃料 譲与税										・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	航
合計										・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	譲
										・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	合

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4又は縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

別記様式第八十三号その5中「平成 年度」を「 年度」「平成 年 月 日現在」を「 年 月 日現在」に改め、「大きさは、」の次に「日本工業規格A列4又は」を加える。

別記様式第百三十二号を次のように改める。

別記様式第三百二十四号を次のように改める。

別記様式第百五十七号の二を次のように改める。

(証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則)

第三条 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則(昭和四十七年広島県規則第十七号)の

一部を次のように改正する。

別記様式第八号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に

「 年 月 日」を

「 年 月 日」	「 年 月 日」	「 年 月 日」
----------	----------	----------

「 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。
別記様式第十一号を次のように改める。

様式第11号（第8条関係）

始動票札出納簿兼証紙代金収納計器使用簿

(計器記号 広)

買 受 け				代 金 納 付		使 用						
年月日	始動票 札番号	口数	管理 番号	年月日	納付額	表示金額 設定年月日	管理 番号	表示合計 金額	表示累計 金額	誤表示等 金額	正当表示 金額	正当表示 累計金額
・ ・			～	・ ・		・ ・	～					
・ ・			～	・ ・		・ ・	～					
・ ・			～	・ ・		・ ・	～					
・ ・			～	・ ・		・ ・	～					
・ ・			～	・ ・		・ ・	～					
・ ・			～	・ ・		・ ・	～					
・ ・			～	・ ・		・ ・	～					
・ ・			～	・ ・		・ ・	～					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第十八号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に

遷付・収納印表示手数料交付申請額 ②+⑥

円

を

誤表示等金額遷付申請額 ②

円

収納印表示手数料交付申請額 ⑥

円

に改める。

別記様式第十九号を次のように改める。

様式第19号 (第15条関係)

始 動 票 札 売 渡 等 整 理 簿

(計器記号 広)

決裁者	担当者等	売 渡 依 頼						売 渡 入 力				
		年 月 日	始動票 札番号	口 数	金 額	管 理 番 号	整理者	年 月 日	口 数	金 額	管 理 番 号	整理者
		・ ・				～		・ ・			～	
		・ ・				～		・ ・			～	
		・ ・				～		・ ・			～	
		・ ・				～		・ ・			～	
		・ ・				～		・ ・			～	
		・ ・				～		・ ・			～	
		・ ・				～		・ ・			～	
		・ ・				～		・ ・			～	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二条中別記様式第八十三号の改正規定 平成三十一年四月一日
 - 二 第一条の規定（別記様式第三十七号の改正規定を除く。）及び第二条の規定（別記様式第八十三号の改正規定を除く。） 平成三十一年十月一日
（旧様式による用紙に関する経過措置）
- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。